

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更を行うとともに、予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に支給する制度を新設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を改める。
- 二、予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に支給する制度を新設するとともに、所要の規定を整備する。
- 三、本法律は、平成三十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めるものとする。